

1. 議事日程

[平成26年第1回安芸高田市議会臨時会第1日目]

平成26年11月28日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 同意第5号 安芸高田市副市長の選任の同意について
日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について【平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】
日程第5 議案第76号 財産の無償貸付について【佐々部診療所新築移転関係（土地）】
追加日程第1 議長の辞職許可について
追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 議席の変更
追加日程第4 副議長の辞職許可について
追加日程第5 副議長の選挙
追加日程第6 議席の変更
日程第6 常任委員の選任
日程第7 議会運営委員の選任
追加日程第7 議会広報特別委員全6名の辞任許可について
追加日程第8 議会広報特別委員の選任
追加日程第9 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
追加日程第10 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

4番 下岡多美枝 5番 前重昌敬

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（5名）

市長 浜田一義 企画振興部長 武岡隆文
福祉保健部長兼福祉事務所長 中元寿文 総務課長 杉安明彦
財政課長 西岡保典

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 外輪勇三 事務局次長 近永義和
総務係長 森岡雅昭 専門員 大足龍利



午前10時00分 開会

- 塚本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長より本臨時会に説明委員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について3件の報告がありました。
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項について2件の報告がありました。
第4点、監査委員より平成26年9月分及び10月分の例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付しております。以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、4番下岡多美枝さん、及び5番 前重昌敬君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議をいただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 秋田雅朝君。
- 秋田議会運営委員長 おはようございます。
議会運営委員会報告を行います。
平成26年第1回臨時会の運営につきまして、去る、11月25日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。
次に、本臨時会に付議されます案件は、同意第5号ほか2件と常任委員の選任及び議会運営委員の選任の2件でございます。

以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第5号 安芸高田市副市長の選任の同意について

○塚本議長 日程第3、同意第5号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成26年第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には御多用の中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたびの臨時会へは同意及び承認議案各1件、また一般議案の合計3件を提出しております。どうかよろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

同意第5号「安芸高田市副市長の選任の同意について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市副市長として沖野文雄さんを11月28日付で選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

沖野さんは、向原町にお住まいでございまして、昭和50年に地元の高校を卒業と同時に、旧高田郡向原町に地方公務員として奉職されておられます。その後、向原町職員として、また、市町村合併を経て安芸高田市職員として、地方行政一筋に歩んで来られた方でございます。

本市の総務部長をはじめとする、豊かな行政経験に加え、地域においても中心的な役割や活動を通して、幅広い知見を有しておられる方もあります。

今後、ますます厳しい行政運営と経営を迫られる本市におきまして、必要かつ有益な人材であり、安芸高田市の副市長として適任であると確信をしております。よろしく御審議の上、同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第5号「安芸高田市副市長の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第3号 専決処分した事件の承認について【平成26年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)】

○塚本議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第4、承認第3号「専決処分した事件の承認について【平成26年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第3号、「専決処分した事件の承認について【平成26年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)】」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、去る11月21日に衆議院が解散し、12月14日に投開票を行う選挙を実施することになったことに伴い、選挙関連費用として2,277万4,000円を追加し、予算の総額を205億7,961万2,000円とするものであります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 武岡隆文君。

○武岡企画振興部長 それでは、承認第3号、「専決処分した事件の承認について【平成26年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)】」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、去る11月21日に衆議院が解散をされまして、12月14日に選挙が執行される運びとなりましたことから、この選挙に伴う経費を既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,277万4,000円を追加し、予算の総額を205億7,961万2,000円とするものでございます。

なお、選挙に関する準備事務を早急に進める必要があることから、去る11月21日付で専決処分をいたしました。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入でございますが、衆議院選挙につきましては言うまでもなく、国政選挙でございますので、全額、県支出金での対応となり、15款、県支出金を2,277万4,000円増額をいたしております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款総務費、4項選挙費、3目選挙執行費を2,277万4,000円増額し、期日前投票事務や選挙投開票事務に要する職員手当のほか、選挙立会人などの報酬、ポスター掲示板の設置、撤去委託料など、選挙を執行するために必要な費用を追加するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について【平成26年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第76号 財産の無償貸付について【佐々部診療所新築移転関係（土地）】

○塚本議長 日程第5、議案第76号「財産の無償貸付について【佐々部診療所新築移転関係（土地）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第76号「財産の無償貸付について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、高宮町の医療法人佐々部診療所新築移転事業に伴い、移転場所として市有地である高宮支所駐車場を予定していることから、このたび分筆面積等が確定したため、医療法人佐々部診療所 理事長 中田裕子氏を相手方として市有財産無償貸し付け契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
福祉保健部長 中元寿文君。

○中元福祉保健部長　それでは、議案第76号「財産の無償貸付について」、要点の御説明を申し上げます。

お手元の説明資料をごらんいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するもので、無償貸付する公有財産の所在地は、高宮町佐々部983番地の2の一部を分筆した地番983番地の17の一部で、具体的には高宮支所建物東側駐車場の一部。面積としまして482.33平米の土地であります。

貸し付け理由は、佐々部診療所の新築移転用地として貸し付けるため、借り受け人は、医療法人佐々部診療所 理事長 中田裕子氏でございます。貸し付け期間は、平成26年12月1日から平成56年11月30日までの30年間でございます。

また、別紙図面のとおり、診療所の東隣りに院外薬局もあわせて新築移転する予定で、こちらにつきましては市有財産賃貸借契約により賃借料を求める予定でございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○塚本議長　以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長　異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号「財産の無償貸付について【佐々部診療所新築移転関係(土地)】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長　休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、一身上の都合により副議長と交代をいたします。

○金行副議長　再開いたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。塚本議長より、議長の辞職願が提出されました。つきましては、「議長の辞職許可につい

て」日程を追加いたし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○金行副議長 異議なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議長の辞職許可について

○金行副議長 追加日程第1「議長の辞職許可について」を議題といたします。

事務局長に、辞職願を朗読させます。

外輪事務局長。

○外輪事務局長 それでは、辞職願の朗読をさせていただきます。

平成26年11月28日、安芸高田市議会副議長様。安芸高田市議会議長塚本近。辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。以上でございます。

○金行副議長 お諮りいたします。本件は、申し出のとおり「辞職を許可する」ことに御異議ございませんか。

(異議なし)

○金行副議長 異議なしと認めます。よって塚本議長の議長辞職については、許可することに決定いたしました。

ただいま議長を辞職された塚本議員より、退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

○塚本議員 失礼いたします。

ただいま私の一身上の都合によりまして、辞職願を提出させていただきました。これまで2年間、皆様方にはいろいろ御協力をいただきまして、議会運営に努めてまいりました。これまでの議長としての職務に対し、御協力いただいたことに感謝を申し上げ、簡単でございますが、辞職に当たりまして一言お礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○金行副議長 この際、日程の追加についてお諮りいたします。

議長の辞職に伴い、新たに議長を選挙する必要がありますので、「議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○金行副議長 異議なしと認め、追加日程第2「議長の選挙」を日程に追加いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時44分 再開

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議長の選挙について



- 金行副議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
追加日程第2、議長の選挙を行います。  
選挙の方法については、投票によることといたします。  
これより議場を閉鎖いたします。  
〔議場の閉鎖〕  
〔出席議員数の確認〕  
ただいまの出席議員数は18名です。  
それでは、投票用紙を配布いたします。  
〔投票用紙の配付〕  
なお、投票は単記無記名です。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載ください。  
投票用紙の配布漏れはありませんか。  
(配付漏れなし)  
配付漏れなしと認めます。記入をしてください。  
投票箱を点検します。  
〔投票箱の点検〕  
異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。
- 外輪事務局長 1番 玉重議員、2番 玉井議員、3番 久保議員、4番 下岡議員、5番 前重議員、6番 石飛議員、7番 児玉議員、8番 大下議員、9番 水戸議員、10番 先川議員、11番 熊高議員、12番 穴戸議員、13番 山本議員、14番 秋田議員、15番 藤井議員、16番 青原議員、18番 塚本議員、最後に17番 金行議員。
- 金行副議長 投票漏れはありませんか。  
(投票漏れなし)  
投票漏れなしと認め、投票を終わります。  
議場の閉鎖を解きます。  
〔議場の閉鎖の解除〕  
開票を行います。開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、私から指名いたします。6番 石飛慶久君、及び7番 児玉史則君を指名いたします。両議員は、開票の立ち会いをお願いします。  
〔開票〕  
立会人は、自席にお戻りください。  
選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票18票、無効投票0票です。有効投票のうち、藤井昌之君10票、山本優君8票、以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は、5票でございます。よって、藤井昌之君が議長に当選されました。  
ただいま議長に当選されました、藤井昌之君が議長におられますので、

本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

議長の就任の挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○藤井議長 ただいまの議長選挙におきまして、私は立候補表明をしておりませんでしたけれども、多くの皆様方の御推挙を賜りまして、議長の当選をさせていただきます。心より感謝を申し上げる次第でございます。

これからは、この議会の権限、当然、議決権もございます。その議会の権限、責任というものは大変重いわけでございます。まして、地方議会にとりましては、この議員の政策提言であるとか、議員の発議といったものも重要視をされているわけでございます。こういったことをこれから議会の中で推進していくことが議会の活性化につながってくると、このように私も感じているところでございます。

これから、任期の後半に当たります2年間、私も元議長の経験を生かして、皆様方と一致協力をして、安芸高田市の将来の希望に向かって全身全霊傾けてまいりたいとこのように決意をしております。どうか皆様方の御理解、御協力を賜りますことを切にお願いを申し上げまして、議長当選の御挨拶とさせていただきます。大変、ありがとうございました。

○金行副議長 議長が確定しました。よって議長と交代いたします。

○藤井議長 それでは、お諮りいたします。この際、「議席の変更」の件を、日程に追加したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よってこの際、「議席の変更」の件を日程に追加することに決定いたしました。

この際、11時15分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 議席の変更

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

今回、議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更いたしたいと思っております。

1番から14番、及び16番から17番まではただいま着席のとおりとし、15番を18番、18番を15番とした席を議席として指定いたします。

それでは、ただいま指定いたしました議席に、それぞれお着きいただきたいと思っております。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

金行副議長より、副議長の辞職願が提出されました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。「副議長の辞職許可について」日程を追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第4 副議長の辞職許可について

○藤井議長 追加日程第4「副議長の辞職許可について」を議題といたします。

事務局長に、辞職願を朗読させます。

外輪事務局長。

○外輪事務局長 辞職願の朗読をさせていただきます。

平成26年11月28日、安芸高田市議会議長様。安芸高田市議会副議長金行哲昭。辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○藤井議長 お諮りいたします。本件は、申し出のとおり「辞職を許可する」ことに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって金行副議長の副議長辞職については、許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職された金行議員より、退任の挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

○金行議員 失礼いたします。

この2年間、副議長という大役を仰せつかりまして、皆様の協力と御支援をいただきまして、誠心誠意で努めてまいりました。この経験を糧になお一層安芸高田市のため、市民のために一生懸命尽力を尽くすことができました。どうもありがとうございました。

○藤井議長 この際、日程の追加についてお諮りいたします。

副議長の辞職に伴い、新たに副議長を選挙する必要がありますので、「副議長の選挙」を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、追加日程第5「副議長の選挙」を日程に追加いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時28分 再開

~~~~~○~~~~~

追加日程第5 副議長の選挙

- 藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
追加日程第5、副議長の選挙を行います。
選挙の方法については、投票によることといたします。
これより議場を閉鎖いたします。
〔議場の閉鎖〕
〔出席議員数の確認〕
ただいまの出席議員数は18名です。
それでは、投票用紙を配布いたします。
〔投票用紙の配付〕
なお、投票は単記無記名でございます。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載ください。
投票用紙の配布漏れはありませんか。
（配付漏れなし）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
〔投票箱の点検〕
異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。
- 外輪事務局長 1番 玉重議員、2番 玉井議員、3番 久保議員、4番 下岡議員、5番 前重議員、6番 石飛議員、7番 児玉議員、8番 大下議員、9番 水戸議員、10番 先川議員、11番 熊高議員、12番 穴戸議員、13番 山本議員、14番 秋田議員、15番 塚本議員、16番 青原議員、17番 金行議員、最後に18番 藤井議員。
- 藤井議長 投票漏れはありませんか。
（投票漏れなし）
投票漏れなしと認め、投票を終わります。
議場の閉鎖を解きます。
〔議場の閉鎖の解除〕
開票を行います。開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、私から指名いたします。8番 大下正幸君、及び9番 水戸眞悟君を指名いたします。両議員は、開票の立ち会いをお願いします。
〔開票〕
立会人は、自席にお戻りください。
選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票18票、無効投票0票でございます。有効投票のうち、青原敏治君10票、金行哲昭君8票、以上のとおりで、この選挙の法定得票数は、5票です。よって、青原敏治君が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました、青原敏治君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

副議長の就任の挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○青原副議長 ただいま副議長の選挙において、多くの皆様方に御支持をいただき副議長という大役を仰せつかりました。もとより浅学非才な私でございますけれども、議長を補佐しながら、住民の福祉向上に皆さんとともに努めてまいりたいと思います。

どうか今後とも皆さんの御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○藤井議長 お諮りいたします。

この際、「議席の一部変更」の件を、日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よってこの際、追加日程第6、「議席の一部変更」の件を日程に追加することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第6 議席の一部変更

○藤井議長 追加日程第6、「議席の一部変更」を行います。

今回、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

1番から15番まで及び18番はただいま着席のとおりとし、16番を17番、17番を16番とした席を議席として指定いたします。

それでは、ただいま指定いたしました議席に、それぞれお着き願います。

それでは、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時43分 休憩

午後 2時25分 再開

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 常任委員の選任

○藤井議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第6、「常任委員の選任」を行います。

お諮りいたします。任期満了に伴う常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務企画常任委員に、玉井直子さん、石飛慶久君、水戸眞悟君、熊高昌三君、山本優君、そして私、藤井昌之、文教厚生常任委員に、久保慶子さん、下岡多美枝さん、前重昌敬君、児玉史則君、金行哲昭君、青原敏治君、産業建設常任委員に、玉重輝吉君、大下正幸君、先川和幸君、宍戸邦夫君、秋田雅朝君、塚本近君、予算決算常任委員に、議長を除く全議員17名。

以上の諸君をそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の

諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議会運営委員の選任

○藤井議長 日程第7、「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りいたします。任期満了に伴う議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、前重昌敬君、児玉史則君、石飛慶久君、大下正幸君、熊高昌三君、宍戸邦夫君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。私の手元に、議会広報特別委員全員から辞任願が提出されました。つきましては、「議会広報特別委員全6名の辞任許可について」を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第7 議会広報特別委員全6名の辞任許可について

○藤井議長 追加日程第7、「議会広報特別委員全6名の辞任許可について」を議題といたします。

この際、辞任願の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。本件は申し出どおり辞任を許可することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって「議会広報特別委員全6名の辞任について」は、許可することに決定いたしました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。「議会広報特別委員の選任」を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第8 議会広報特別委員の選任

○藤井議長 追加日程第8、「議会広報特別委員の選任」を行います。

お諮りいたします。「議会広報特別委員の選任」については、委員会条例第8条第1項の規定により、玉重輝吉君、玉井直子さん、久保慶子さん、下岡多美枝さん、山本優君、秋田雅朝君、以上の諸君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君

を議会広報特別委員に選任することに決しました。

議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、御報告いたします。

議会広報特別委員長に秋田雅朝君、同副委員長に久保慶子さん、以上でございます。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

芸北広域環境施設組合議会議員のうち3名に欠員が生じました。よって、「芸北広域環境施設組合議会議員の選挙」を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第9 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○藤井議長 追加日程第9、「芸北広域環境施設組合議会議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。芸北広域環境施設組合議会議員に、山本優君、秋田雅朝君、そして私、藤井昌之を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました諸君を芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、芸北広域環境施設組合議会議員に当選された諸君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたので、「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、日程を追加いたします。

~~~~~○~~~~~

追加日程第10 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○藤井議長 追加日程第10、「広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。これに御異議ありせんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、前重昌敬君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました前重昌敬君を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありせんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、前重昌敬君が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された、前重昌敬君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第1回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時35分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員